

第 1 回  
通常総会議案書

日 時 2024年6月24日（月）18時  
場 所 東京都江東区亀戸 Zビル4F 会議室

特定非営利活動法人  
中皮腫・じん肺・アスベストセンター

## 第1号議案 2023年度（1月～3月）活動報告

### 1. 全体の方針について

建設アスベスト訴訟は、2021年最高裁判決があり国会で議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」略称「建設アスベスト給付金法」が成立、2022年1月から給付金請求の受付が始まりました。同法は、建設のアスベストばく露により肺がん・中皮腫・びまん性胸膜肥厚となった方に国への行政申請で最高裁で決定された国の賠償額と概ね同額を支給する制度で、建設アスベスト訴訟の大きな成果でした。

一方、石綿吹付け作業ばく露期間を1972～75年と3年間に限定し、建物内部作業者は1975年以降のばく露に限定、屋根・外壁・解体等の建物外部の石綿ばく露は「濃度が薄い」等の理由で国賠も給付金法も救済の対象としていません。後続訴訟による期間や職種の拡大が必要で課題が残ります。

一部を除き多くの建材メーカーは、訴訟を最高裁まで争う意向で許しがたいことです。23年度時点で労災等認定後に国に建設アスベスト給付金の行政申請のみ行いアスベスト建材メーカーには訴訟はしない方が多いのが実情で、企業は被災者の疲弊を待っているかのようにも見えます。慰謝料として本来支払われるべき額の全体の2分の1にあたる建材メーカーの責任分が見逃されてしまう場合が多いのです。私たちの会員においても建材メーカー訴訟への参加を希望される方は多く、私たちは建材メーカーへの訴訟を仙台と東京で支援しています。

肺がんと中皮腫の労災認定は、2012年の石綿肺がんの認定基準の改正以降中皮腫の申請は減少し、肺がんの労災申請は明らかに減少が続いています。

じん肺法の改正では、厚労省は2024年3月石綿肺の標準写真を被災者に厳しく改訂したものを追加し、ハンドブック改正もあきらめてはけません。私たちは職業性呼吸器疾患研究会有志医師の会、全建総連他と連携し改悪阻止の活動をおこなってきました。石綿肺がんは、石綿ばく露歴の基準を基本とし、医学所見のプラークに関する肺がんの労災認定基準を守る運動の継続が必要です。

過去に使用された石綿対策では、2020年「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が成立、2023年10月から建築物石綿含有建材調査者による事前調査が義務化されました。私たちは「こどもたちにアスベストを吸わさない」シンポジウムを開催、建築物石綿含有建材調査者制度の改善、石綿除去工事中の石綿濃度測定の義務化、石綿除去工事のライセンス制度、完了検査者（アナリスト）制度など諸外国並みの法規制を求め23年度活動してきました。

当団体の全国性、公共性、専門性、今後の社会的信用性の観点等から、2023年9月東京都にNPO法人設立の認証申請を行い、同年12月1日付で東京都の認証を受け12月8日NPO法人の登記が完了しました。

当団体財政は、任意団体の2023年4月～12月とNPO法人の2024年1月～3月を合算し、単年度で約1,100万円の過去最大の赤字となりました。労災申請及び訴訟支援に伴う寄付減少で600万円の赤字、法人会計移行期で振込先の混乱を避けるため年末寄付を中止したことで150万円の赤字、団体寄付の低下も重複、過去10年最も寄付が少ない年となりました。NPO法人化による経費増約300万円も影響しました。中期的な財政安定化策の策定と職員の世代交代に伴う業務移行は引き続き課題です。

2023年度の決算は、NPO法人として所轄庁である東京都が定めた様式に則り活動計算書を作成しました。事業費の内訳ならびに用途等が制約された寄付金等の内訳については、第2号議案・2023年度活動計算書および補足資料をご参照ください。

私たちは、今後数十年に及ぶアスベスト被害の解決に向けて、国と石綿製品製造・使用企業等の責任を認めさせるために、被災者団体、多くの支援団体と共に、大きな課題で共闘することを重視して2023年度も活動しました。

## 2. 石綿健康被害救済法、建設アスベスト給付金法、省庁交渉、法や認定基準改正等の取り組み

### (1) 石綿健康被害救済法

2016年12月に中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会がまとめた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」では同制度の5年以内の見直しが必要であるとされていましたが、2021年の建設アスベスト訴訟最高裁判決、建設アスベスト給付金制度の創設、改正石綿被害救済法施行など石綿曝露被害救済の進展の動きを受け、石綿健康被害救済小委員会が2022年6月6日の第1回から2023年6月27日までに6回開かれました。この小委員会には石綿対策全国連絡会運営委員として、被害者団体を代表し中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の右田孝雄事務局（第2回小委員会まで）、小菅千恵子会長（第3回から第6回まで）が参加しました。救済小委員委員や右田事務局、小菅会長から治療研究への基金の活用、給付水準の見直しなど強い要望が出されましたが、とりまとめがおこなわれた第6回小委員会では、給付の引き上げや認定基準の見直しなど抜本改正の必要性を認めないとりまとめ報告となりました。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の小委員会での代表による意見陳述とともに2023年5月9日衆議院院内集会、10日議員要請行動を中心とした厚労省・環境省要請、政党・議員要請などの粘り強い取り組みは、石綿救済基金の治療研究への適用には至りませんでした。中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の要請を受け、9月11日には与党建設アスベスト対策プロジェクトチームが「令和6年度の労災疾病臨床研究事業費補助金における石綿関連疾患の治療研究について、臨床試験も含めた研究の更なる推進が可能となるよう、予算の拡充を図ること。」の要請を国に提出し、概算要求では労災疾病臨床研究補助事業補助金が大きく増額（約1億円）され、患者会の要求である「中皮腫を治せる病気へ」の治療研究への前進、足がかりを築くことができました。

### (2) 建設アスベスト給付金法

建設アスベスト訴訟13年間のたたかいにより2021年6月9日に成立した建設アスベスト給付金法は、2022年1月19日から運用が開始されました。

2024年3月22日に開かれた第26回認定審査会の結果が公表されましたが、これまでの審査件数合計6864件のうち「認定相当」は合計6653件（97%）、「不認定相当」が合計90件（1%）、「無効」（請求後、認定前に死亡したケース）が77件（1%）となっています。労災支給決定等情報提供サービスを利用できる事案の審査が進んでいる一方、通常請求（一人親方や事業主など、労災認定を受けていない被災者・遺族による請求）事案については、受付後、認定審査会にかかるまで長期間を要しており、速やかな認定が求められています。

建設アスベスト給付金制度は最高裁判決の到達を受けてつくられたこともあり、アスベスト被害認定の要件を大きく狭めています。それは、①石綿吹付期間を1972

～1975年の3年間に限定し、その前後がばく露期間の人には補償しない、②建物内部作業も1975年以降のばく露に限定し、1975年以前にばく露し労災認定された人は認めない、③給付作業の対象を建設・解体・改修に限定し、労災認定されている屋根工・外壁工については、建物外部で「濃度が薄い」等の理由から排除しているなどの重大な問題が残されています。これらは、訴訟を通じ、また国会や省庁対策を通じて解決をすすめていかなければならない課題です。

2022年6月7日に原告191人（被害者136人／うちアスベストセンターと東京安全センターの原告は 仙台と東京あわせて11人＜被害者8人＞）が全国10地裁（札幌、仙台、さいたま、東京、横浜、京都、大阪、岡山、高松、福岡）に被害を発生、拡大させたアスベスト含有建材を製造販売した建材メーカー（以下建材メーカーという）を一斉提訴しています。

建設アスベスト訴訟全国連絡会は、「建設アスベスト給付金法は、その附則第2条で、国以外の者による建設アスベスト被害者に対する損害賠償その他補償の在り方について検討し、必要あると認めるときは、所要の措置を講ずるとしている。2021年の最高裁判決後の下級審判決においても、例外なく建材メーカーらに賠償を命じていることを踏まえるならば、建材メーカーの賠償の在り方を附則第2条に基づき早期に検討し、建材メーカーらも資金拠出する建設アスベスト被害を全面的に救済する補償基金制度に向けた法改正が急務となっている。」とし、「すべての建設アスベスト被害者を対象とし、建材メーカーも拠出する建設アスベスト給付金法の改正を」目標に給付金法改正の取り組みが2023年12月から始められています。

すでに6500人以上の被害者に国の慰謝料である給付金が支給されており、2021年5月の最高裁判決以降の判決・決定において、被告建材メーカーはすべて賠償を命じられています。

裁判所の和解勧誘は東京1陣・同2陣・神奈川2陣（メーカーが和解を拒否して判決へ）・北海道2陣とこれまで4回、東京高裁と札幌高裁で行われているにもかかわらず、建材メーカーの多くは、最高裁判決で、警告表示義務違反が認められたにもかかわらず、解決に向けて動こうとせず、いまだに全国29訴訟1082人の被害者原告と争い続けています。そのため、建材メーカーらとの間で賠償が確定した原告はわずかに123人にすぎず、和解解決も、神奈川1陣訴訟での4人の左官工原告（ノザワとの間）と、大阪2陣訴訟での保温工原告1人（日本インシュレーションとの間）に過ぎず、建材メーカーは最高裁まで争う姿勢を変えようとしていません。裁判所の和解勧誘に被告建材メーカーを応じさせること、被告メーカーが相互の協議を一切行っていないなかで、法改正によって建材メーカーに強制的に給付金支出を行わせることの二つが建設アスベスト被害の解決に向けての大きなポイントになっています。

### 3. 労災認定と救済法認定の支援、全国からの電話相談と対応

2024年4月現在、労災等の補償に関する継続的な相談数は25件で、内訳は中皮腫11件、肺がん5件、石綿肺（じん肺）3件、びまん性胸膜肥厚5件、良性石綿胸水1件です。

2023年4月から2024年3月までを通し、アスベストセンターが支援し労災等認定された件数は9件で、内訳は中皮腫5件、肺がん2件、びまん性胸膜肥厚2件です。

アスベストセンターに寄せられる労災相談の件数は減少傾向にあり、相談内容の複雑化は顕著です。その背景として、アスベスト被害の補償救済に関する基礎的情報はインターネットから容易に得られる時代となり、相談者は自身で解決できない場合に限り、より専門性の高い知識を求め相談される傾向にあること、また、建設アスベ

ト給付金制度の施行をきっかけに多くの法律事務所等が相談窓口を開設し、被災者にとっては相談先の選択肢が増えたこと等が影響していると思われます。困難な事案に対し複数の医療・看護関係者、法律関係者、研究者、学識者等の協力を得て取り組んでいます。

建設アスベスト給付金については、2023年4月から2024年3月までを通し、アスベストセンターが支援し支給決定された件数は3件です。

建設アスベスト給付金についても、施行開始当初の混乱は落ち着き、アスベストセンターが過去に支援した方々については、給付金制度への申請案内が概ね行き渡りました。現在は、様々な理由で通常申請せざるを得ない困難事案を中心に対応しており、この傾向は今後も続くものと見込まれます。

#### 4. 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 支部での事務局活動

この一年間を通し、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の関東支部、東北支部の事務局として、患者会、家族会、総会などでの支援、協力を行ってきました。

2024年1月以降の活動としては、関東支部では患者の会と家族の集いをオンラインを併用して開催しました。

#### 5. 環境アスベスト相談活動

旧築地市場解体に伴うアスベスト対策に関して現場の立ち入り調査に同行し、養生検査、完了検査を実施しました。2018年12月に始まった解体工事に伴うアスベスト除去工事は、2023年度3月をもって終了しました。

東京労働安全衛生センターが地球環境基金から助成金を受け、震災被災地、水害被災地や大規模解体工事によるアスベスト環境被害を予防するためにリスクコミュニケーションを普及する活動に取り組んでいる、リスクコミュニケーションプロジェクト（リスコミPJ）の活動で、2月24日、地元おかやま労働安全衛生センターにご協力をいただき、岡山市内で「2018年西日本豪雨災害におけるアスベスト対策を考える」シンポジウムを開催しました。

3月2日には、リスコミPJと「アスベスト問題市民ネットさいたま」との共催で、「事例報告 園児たちを守りたい！スムーズにリスクコミュニケーション（さいたま方式）」と題するシンポジウムを開催しました。

3月15日から17日にかけて、リスコミPJの活動で、仙台・石巻調査を実施しました。石巻ではいまだにアスベスト含有の波型スレートが破砕され散乱している現場の確認をしました。

3月19日、今年度のリスコミPJの報告会をオンラインで実施しました。

1987年に38歳で中皮腫により亡くなられた山梨県立技能専門学校教員の公務災害不認定をめぐる裁判を支援しています。裁判は継続しています。

#### 6. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題として、2023年度も建設業従事者の石綿健康被害の被災者に対する救済があります。

この点、最高裁判決では、屋外作業従事者との関係で国・建材メーカーいずれの責任も否定し、神奈川2陣最高裁判決では、解体作業従事者との関係で建材メーカーの責任を否定しており、未だに全被災者が救済対象とはなっていません。

また、建材メーカーは最高裁の判断後も徹底抗争を続けていますが、その中で、令

和5年10月に結審した九州第2陣では裁判所から和解勧告になされ、また、東京第2陣訴訟、北海道第2陣訴訟、第3陣訴訟も3月に相次いで結審し、和解勧告が予定されています。

このうち、特に東京1陣訴訟、第2陣訴訟は、裁判所による和解勧告の内容やその協議の行方が他の関連訴訟の行方を大きく左右させる可能性があり、各地の裁判所からの和解勧告とあわせて、極めて重要な局面を迎えています。

もっとも、原告1人が差し戻された神奈川第2陣訴訟では、被告ニチアスとエーアンドエーマテリアルとの間で和解協議が行われましたが、被告側が和解に応じず、5月に判決となるなど、建材メーカーは和解解決にも非常に消極的な態度を示しています。

そのため、建材メーカーに和解による早期、全面的な解決を図るよう、建材メーカー及び背景資本（銀行などの建材メーカーの株主）、更には政治的解決に向けた働きかけを続けています。

また、石綿工場の元労働者等に対する救済については、被災者からの相談を受けて、国家賠償訴訟の提起と和解、企業との交渉による解決を図っています。

もっとも、近年の相談は、工場内のボイラー作業や事務員などの非典型的作業による被災者からの相談が増えるに従い、国もこれまで以上に同僚証言などの証拠を求める傾向にあり、被災者の救済が狭まりかねない事態が散見されるようになってきました。そのため、個別の救済とあわせて、建材メーカー訴訟とあわせて、被災者の負担にならないような立証活動と早期解決を求める必要性があります。

このように、建設業従事した被災者の国に対する給付金請求や建材メーカーに対する訴訟のほかに、労災申請や企業責任を問う交渉、訴訟についても、これまでと同様、しっかり取り組んでいます。

## 7. 調査・研究活動

2024年度も加古川市石綿飛散事案対策委員会委員長に理事長の名取が委嘱され、リスク推定部会長村山武彦理事と共に、事故のヒアリングとリスク推定に協力しました。

2023年度、文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会、藤沢市石綿関連疾患対策委員会、佐渡市立両津小学校アスベスト健康対策等専門会議の委員として、名取理事長、平野副理事長、永倉事務局長、尾形事務局次長、村山理事、菅野理事が協力しました。

2024年3月現在、建築物石綿含有建材調査者は全国で161,000人を越し、2016年に設立された一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会の会員数は、正会員1,106名、シニア会員9名、行政会員2名、賛助会員39社となりました。

東京労働安全衛生センターのアスベスト含有建材の偏光顕微鏡による測定に協力しました。

2023年2月開催された第11回石綿問題総合対策研究会に協力し、事務局として活動を支えました。

## 8. ウェブサイト等による情報提供

2023年度（2024年1～3月）は、NPO移行に関するウェブサイトの改修作業を主に進めました。

NPOへの移行にあたっては、移行準備専用の非公開ウェブサイトを立ち上げ、2023年秋から変更作業を続けてきました。実際の移行（更新されたページの公開）

を4月1日に行いました。

移行作業には、名称、定款・寄付などに関する事項、プライバシーポリシー、新ロゴマークの制作とウェブページ全体のロゴ表示切り替え等が含まれます。

また、長い間更新されていなかった英文の団体紹介ページの内容も刷新し、同時に参考になる外部サイトのリンク集のページも見直しを行いました。

以前より保存されている「過去の活動記録」のコーナーは、任意団体時代とNPO移行期移行を分離し、再構成しました。

NPO移行に関わる作業は一通り終えた状況ですが、今後の課題として、「アーカイブ」コーナーのシステムソフトウェア的な更新があります。こちらは制作から15年ほど経過しており、現在は稼働中ですが、不具合が予想外のタイミングで顕在化する可能性があります。重要な資料を含んだコーナーであるため、システムのアップデートやテーマの刷新など、対応を行なっていく計画です。

また、現在使用しているサーバーのOSディストリビューション(Linux)について、近々サポートが終了することが見込まれています。新しいOSへの移行を視野に入れて検証を行なっています。

昨年開催された「こどもたちにアスベスト-石綿-を吸入させないシンポジウム」の特設ページを制作しました。こちらは今後ビデオも掲載する予定です。

昨年開催された「アスベスト問題を語り継ぐ連続講座第8回」のビデオを公開しました。

昨年開催された坂下医師による医療講演は、ビデオ、ウェブページを制作し、校正が進行中です。

建設アスベスト訴訟ニュース、アスベストセンター賞については、適宜更新を行ないました。

2024年4月に機関誌(NPO法人移行特集号)を発行しました。この号より、新ロゴの採用とともに表紙・裏表紙のデザイン刷新を行いました。

## 9. 既存石綿・廃棄物プロジェクト

2023年度(2024年1~3月)の既存石綿・廃棄プロジェクトの取り組みは、国による法改正の動きに対する監視・対応、従来から実施している不適正な改修・解体の監視・対応、震災や集中豪雨などの被災建築物解体、廃棄物の仮置き場や廃棄物処理施設の調査、アスベスト廃棄物の不適切な処理・処分・リサイクルの状況調査、再生砕石のアスベスト問題における国の対応への監視活動などがあります。

国による法改正については、集中的な活動を継続してきました。2020年5月末に改正大気汚染防止法が可決・成立。吹き付けアスベストなどの除去で対策を一切講じない場合に直罰規定が設けられたほか、レベル3建材の規制対象への追加、工事完了時の確認など、これまで要求してきたごく一部が加えられましたが、残念ながら全体的には抜本改正にほど遠い内容となっていました。

学校のアスベスト対策に関連しては、兵庫県加古川市の別府中学校で起きた外壁の仕上塗材を飛散防止対策なしに切断する違法工事における生徒らの健康リスク評価や行政対応の検証にも対応中です。

建材中のアスベスト分析するJIS分析法をめぐっては、ISO分析法がJIS化されることになった件でも監視活動を実施しています。神戸市では市営住宅の解体をめぐり、市が委託した予備調査と受注業者の事前調査、公的機関の再調査で同じ建材でも分析でアスベストの有無が異なる結果となり、判断がつかずに除去費用が約5億円増加する事態となっています。この件では専門家による検証を求めています。20

2018年8月には日本が強く主張してISO化されたX線回折法による定量分析法についてJIS化されましたが、分析精度の問題がかねて指摘されているJIS定量分析法は維持したままISO定量分析法が作成され、2つのX線回折法による定量法が並立されるなど、いまだ混乱が続いています。正確な分析なしには適正な建物の解体はできないことから、今後も注視していく必要があります。

熊本地震以後も被災地におけるがれき処理や被災建築物の解体における調査にも取り組んできました。

アスベストが混入した再生砕石のリサイクル問題については、被災地その他で調査を続けており、明らかに全国的な問題であることが改めて確認され、対応を継続しています。

アスベストによる人為的な土壌汚染については今年度は大きな事案はなかったものの、「汚染者負担の原則」を維持すべく対応しています。

自治体条例の制定などの支援としては、大阪府堺市などで継続的に取り組んでいます。

アスベストセンターウェブサイト既存石綿・廃棄物のページを順次公開しています。なお、2024年2月に開催された石綿問題総合対策研究会にも参加しました。

## 10. 歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト

### (1) 連続講座

2018年度より、アスベストに長年取り組んできた方々に対談・インタビュー形式で、次世代へつなごうたい経験や想いを語る連続講座プロジェクトを開催してきました。講座は映像記録として保存し後世に残すとともに、一部の公開映像部分をウェブサイト上（YouTube）で公開してきました。

2023年10月20日に第8回として開催した「政策形成訴訟」における「理論と実務の協同」ーアスベスト訴訟を中心に」（ゲスト：吉村良一氏、インタビューー北見宏介氏）の講演動画を2024年3月にウェブサイトで公開しました。

### (2) アスベストセンター賞

アスベストに関する異なる4分野で貢献のあった方を表彰する「アスベストセンター賞（アスベスト・研究奨励賞、アスベスト・生命を見つめるフォト賞／エッセー賞、アスベスト・文芸賞）」を2023年に創設しました。本賞は、応募動向等を考慮した上で、2027年度までの5年間にわたり継続する予定です。

第1回は、2023年10月より募集を開始し、研究奨励賞は4点、エッセー賞は8点、フォト賞は18点、文芸賞は6点の応募があり（研究奨励賞のみ推薦3点を含む）ました。2024年2月選考委員会を開催し、各賞の受賞者を概ね選考、同年5月第2回選考委員会で各賞の選評コメント、入賞者を最終決定しました。発表ならびに表彰式は、2024年7月に行う予定です。

### (3) 「被害者の声を伝える」書籍

アスベストセンターは2023年設立から20年の節目を迎えました。2024年中に設立20周年行事を予定しています。この行事の一つとして、写真を主にして「（ストック型被害として）被害者の声を伝える」書籍の発行を予定し2025年春以降を目処に準備を進めています。書籍の準備段階として、石綿問題総合対策研究会の第11回（2023年）で、今井明氏（写真家）・名取・尾形が発表、同研究会の第12回（2024年）では、阪本将英氏（専修大学）名取、北見宏介氏（名城大学）、南慎二郎氏（立命館大）他の皆さんが発表しました。



### 1 1. 写真撮影について

尼崎クボタ写真展、アスベスト関連の活動等写真撮影を数回実施しました。

### 1 2. アスベストセンター安定運営基金、法律プロジェクト支援基金、歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金

(1) 継続した活動を確保する必要性から、約1,750万円をアスベストセンター安定運営基金として確保しました。

(2) 困難な訴訟事案へ臨機に対応することができるよう法律プロジェクト支援基金として約500万円を確保しました。

(3) アスベストセンター安定運営基金より750万円を移行し、「歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金」を立ち上げました。1年間で、各賞合計・最大150万円を授与することとし、2023年度から2027年度まで、5年間にわたり継続する予定です。

### 1 3. 事務局体制

永倉事務局長（非常勤）、尾形事務局次長（常勤）、田口事務局次長（非常勤）の3名体制で事務局活動を行いました。必要な案件のみ斎藤氏に事務委託をしました。

### 1 4. 東北での活動

2024年4月現在、東北在住の方からの継続的な相談は6件で、中皮腫3件、肺がん2件、びまん性胸膜肥厚1件となっています。引き続き東北におけるアスベスト被害者の掘り起こしと支援が必要です。

### 1 5. 監査分野

2024年4月に実施した会計監査において、指摘される事項はありませんでした。通帳を一元管理し、支出時における事務局内部での二重チェック体制を毎月実施しました。

### 1 6. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO法人東京労働安全衛生センター、NPO法人神奈川労災職業病センター、NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター、NPO法人愛媛労働安全衛生センター、(医)ひらの亀戸ひまわり診療所、全国じん肺患者同盟（北茨城・横須賀・建設東京の各支部）、建設じん肺被災者の会東京、横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、山形県建設国民健康保険組合、香川県建設国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団（関東・関西）、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策NGOフォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター等の諸団体と協力して活動してきました。

**17. 会員数 2024年5月24日現在（第1回理事会時点）**

個人正会員83人・個人賛助会員32人・団体正会員21団体・団体賛助会員1団体です。

## 第2号議案について

NPO法人として、所轄庁である東京都が定めた様式に則り、活動計算書等を作成しています。

### 活動計算書

#### ◎ 収入（経常収益）

受け取った会費や寄附金、事業の実施によって得た収益。

#### ◎ 支出（経常費用）

事業に要した費用「事業費」と法人運営に要した費用「管理費」。

「事業費」と「管理費」はそれぞれ、さらに「人件費」と「その他の経費」に分けて表示します。

人件費については、特定の事業に紐づけられる費用は事業費とし、その他は稼働時間等を基準に事業費と管理費に按分しています。

### 計算書類の注記

経常経費について、事業ごとに費用の内訳を記載しています。

### 事業費

本法人団体の事業は、定款第5条に定めている次の7つの事業です。この各事業に結びついた費用を事業費として計上しています。

歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクトについては、活動の内容によって複数の事業にまたがっています。

- (1) 中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を援助・救済するための相談と支援（法律・医療含む）  
＝ 労災等の補償救済支援、法律プロジェクト、アスベスト被災者団体への支援活動等
- (2) 中皮腫・じん肺・アスベストに関する調査と研究・研究の奨励  
＝ 歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト（アスベストセンター賞）、調査研究活動等
- (3) 中皮腫・じん肺・アスベストに関する情報の収集と提供  
＝ 歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト（連続講座、書籍出版（2025年出版予定）、石綿に関する資料整備や情報提供等、写真撮影
- (4) 作業環境と一般環境におけるアスベストの測定
- (5) 環境中のアスベスト飛散とその予防に関する相談と支援（行政からの委託を含む）  
＝ 既存石綿・廃棄物プロジェクト、環境アスベスト相談活動等
- (6) アスベスト規制及び被災者救済にかかる法令・行政施策に関する国並びに地方公共団体への要請
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

### 管理費

NPO法人の各種事業を管理するための費用で、総会や理事会などの運営費、経理や労務・人事に係る費用、所轄庁への報告に係る費用などがあります。また、特定の事業と結びつかない費用についても管理費に計上しています。

2024年度に実施予定の当団体の20周年記念行事は、管理費に計上しています。

## 第2号議案

### 令和5年度 活動計算書 予算実績対比表

(単位：円)

科 目	当年度予算 (2024年1月-3月)		当年度実績 (2024年1月-3月)		参考 2023年4月-2024年3月実績
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費		0		0	751,000
正会員受取会費	0		0		
賛助会員受取会費	0		0		
2 受取寄附金		46,000,000		33,520,117	8,369,384 *1
受取寄附金	1,000,000		140,000		
受取寄附金（任意団体より）	45,000,000		33,380,117		
3 受取助成金等		0		0	0
受取補助金	0		0		
4 事業収益		0		0	1,500,000 *2
中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を援助・救済するための相談と支援（法律・医療含む）事業収益	0		0		
5 その他の収益		10,000		1	70
受取利息	10,000		1		
<b>経常収益計</b>		<b>46,010,000</b>		<b>33,520,118</b>	<b>10,620,454</b>
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		1,289,000		1,036,191	
給料手当	1,175,000		978,015		
法定福利費	98,000		43,176		
福利厚生費	16,000		15,000		
(2) その他経費		1,978,000		1,958,809	
旅費交通費	458,000		518,638		
通信運搬費	92,000		26,621		
賃借料	10,000				
会議費	55,000		82,531		
地代家賃	433,000		378,125		
光熱水費	48,000		47,454		
消耗品費	60,000		2,030		
広告宣伝費	0		0		
印刷製本費	182,000		0		
支払手数料	0		1,500		
諸会費	0		100,000		
新聞図書費	80,000		72,000		
業務委託費	510,000		555,750		
諸謝金	0		0		
調査研究費	50,000		174,160		
<b>事業費計</b>		<b>3,267,000</b>		<b>2,995,000</b>	

科 目	当年度予算 (2024年1月-3月)		当年度実績 (2024年1月-3月)		参考 2023年4月-2024年3月実績
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
<b>2 管理費</b>					
(1) 人件費		961,000		751,511	
役員報酬	200,000		200,000		
給料手当	650,000		493,335		
法定福利費	95,000		43,176		
福利厚生費	16,000		15,000		
(2) その他経費		1,340,000		808,761	
旅費交通費	269,000		234,078		
通信運搬費	50,000		158,033		
会議費	25,000		32,039		
地代家賃	39,000		34,375		
光熱水費	4,000		4,314		
消耗品費	0		7,021		
広告宣伝費	324,000		16,404		
印刷製本費	310,000		145,960		
支払手数料	20,000		12,737		
諸会費			0		
業務委託費	289,000		150,000		
雑費	10,000		13,800		
管理費計		2,301,000		1,560,272	
経常費用計		5,568,000		4,555,272	22,186,069
当期経常増減額【A】－【B】・・・①		40,442,000		28,964,846	-11,565,615
【C】経常外収益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経常外収益計		0		0	0
【D】経常外費用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経常外費用計		0		0	0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②		0		0	
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		40,442,000		28,964,846	-11,565,615
法人税、住民税及び事業税・・・④					
前期繰越正味財産額・・・⑤		3,000,000		3,000,000	43,530,461
次期繰越正味財産額③－④+⑤		43,442,000		31,964,846	31,964,846

- \* 1 労災申請及び訴訟支援に伴う寄付の減少、年末寄付のお願い中止等による減少。
- \* 2 2023年5月に任意団体の事業収益として計上済み。
- \* 3 NPO法人化に伴う税理士（非会員監事）報酬を業務委託費から役員報酬に変更。
- \* 4 NPO法人化に伴う税理士報酬、人件費、交通費、ウェブサイト修正費用等で約300万円の支出増。

第2号議案補足資料

令和5年度 計算書類の注記 (2024年1月-3月)

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終修正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理  
該当する取引がありません。

2. 事業別損益の状況

科目	事業1 事業2 事業3 事業4 事業5 事業6						(単位：円)		
	中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を援助・救済するための相談と支援(法律・医療含む)	中皮腫・じん肺・アスベストに関する調査と研究・研究の奨励	中皮腫・じん肺・アスベストに関する情報の収集と提供	作業環境と一般環境におけるアスベストの測定	環境中のアスベスト飛散とその予防に関する相談と支援(行政からの委託を含む)	アスベスト規制及び被災者救済にかかる法令・行政施策に関する国並びに地方公共団体への要請	事業部門計	管理部門	合計
経常費用									
(1) 人件費									
役員報酬								200,000	200,000
給料手当	489,007	195,603	97,802	0	195,603	0	978,015	493,335	1,471,350
法定福利費	21,588	8,635	4,318	0	8,635	0	43,176	43,176	86,352
福利厚生費	7,500	3,000	1,500	0	3,000	0	15,000	15,000	30,000
人件費計	518,095	207,238	103,620	0	207,238	0	1,036,191	751,511	1,787,702
(2) その他経費									
旅費交通費	389,066	81,340	39,270	0	8,962	0	518,638	234,078	752,716
通信運搬費	17,439	0	0	0	9,182	0	26,621	158,033	184,654
会議費	21,762	60,769	0	0	0	0	82,531	32,039	114,570
地代家賃	189,062	75,625	37,813	0	75,625	0	378,125	34,375	412,500
光熱水費	23,727	9,491	4,745	0	9,491	0	47,454	4,314	51,768
消耗品費	0	2,030	0	0	0	0	2,030	7,021	9,051
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	16,404	16,404
印刷製本費	0	0	0	0	0	0	0	145,960	145,960
支払手数料	1,500	0	0	0	0	0	1,500	12,737	14,237
諸会費	0	0	100,000	0	0	0	100,000	0	100,000
新聞図書費	0	0	0	0	72,000	0	72,000	0	72,000
業務委託費	273,070	0	42,680	0	240,000	0	555,750	150,000	705,750
諸謝金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
調査研究費	0	174,160	0	0	0	0	174,160	0	174,160
雑費	0	0	0	0	0	0	0	13,800	13,800
その他経費計	915,626	403,415	224,508	0	415,260	0	1,958,809	808,761	2,767,570
経常費用計	1,433,721	610,653	328,128	0	622,498	0	2,995,000	1,560,272	4,555,272

\* 1 NPO法人化に伴う税理士(非会員監事)報酬を業務委託費から役員報酬に変更。

3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳

受入れはありません。

4. 用途等が制約された寄附金等の内訳

用途等が制約された寄附金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下の通りです。

当法人の正味財産は31,964,846円ですが、のうち30,106,158円は、下記のように用途が特定されています。

したがって用途が制約されていない正味財産は1,858,688円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
アスベストセンター安定運営基金	0	17,575,927	0	17,575,927	
法律プロジェクト支援基金	0	5,030,231	0	5,030,231	
歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金	0	7,500,000	0	7,500,000	第1回は2024年7月に授与予定
合計	0	30,106,158	0	30,106,158	

5. 固定資産の増減内訳  
固定資産はありません。
6. 借入金の増減内訳  
借入金はありません。
7. 役員及びその近親者との取引の内容  
該当する取引がありません。
8. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
  - ・ 事業費と管理費の按分方法  
事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当、法定福利費及び福利厚生費については従事割合に基づき按分しています。それ以外の費用については、特定の事業にひもつけられる費用は事業費とし、その他は稼働時間等を基準に事業費と管理費に按分しています。

## 第2号議案

### 令和5年度 貸借対照表

(単位：円)

科 目	金 額	小計・合計
<b>【A】 資 産 の 部</b>		
1 流動資産		
現金預金	32,322,907	32,322,907
流動資産合計・・・①		32,322,907
2 固定資産		
(1) 有形固定資産		
(2) 無形固定資産		
(3) 投資その他の資産		
固定資産合計・・・②		0
<b>【A】 資 産 合 計 ①+②</b>		32,322,907
<b>【B-1】 負 債 の 部</b>		
1 流動負債		
未払金	285,344	358,061
預り金	72,717	
流動負債合計・・・③		358,061
2 固定負債		
		0
固定負債合計・・・④		0
<b>負 債 合 計 ③+④</b>		358,061
<b>【B-2】 正 味 財 産 の 部</b>		
前期繰越正味財産額	3,000,000	
当期正味財産増減額	28,964,846	
		31,964,846
<b>【B】 負 債 及 び 正 味 財 産 合 計 【B-1】 + 【B-2】</b>		32,322,907



## 第2号議案

### 令和5年度 財産目録

(単位：円)

科	目	金額	小計	合計
<b>【A】資産の部</b>				
1	流動資産			32,322,907
	現金預金		32,322,907	
	手元現金	233,869		
	中央労働金庫普通預金	26,959,224		
	ゆうちょ銀行振替口座	99,583		
	みずほ銀行普通預金	0		
	みずほ銀行定期預金	5,030,231		
	流動資産合計・・・①			32,322,907
2	固定資産			0
	(1)有形固定資産			0
	(2)無形固定資産			0
	(3)投資その他の資産			0
	固定資産合計・・・②			0
<b>【A】資産合計 ①+②</b>				<b>32,322,907</b>
<b>【B-1】負債の部</b>				
1	流動負債			358,061
	未払金		285,344	
	役員報酬	200,000		
	2月社会保険料	85,344		
	預り金		72,717	
	源泉徴収税(給与)	23,280		
	源泉徴収税(報酬)	0		
	住民税	25,620		
	厚生年金保険料	16,548		
	健康保険料	7,269		
	流動負債合計・・・③			358,061
2	固定負債			0
	固定負債合計・・・④			0
<b>【B-1】負債合計 ③+④</b>				<b>358,061</b>
<b>【B-2】正味財産合計 【A】-【B-1】</b>				<b>31,964,846</b>

- \* 1 アスベストセンター安定運営基金、歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金を含む  
 \* 2 法律プロジェクト支援基金

# 監査報告書

特定非営利活動法人 中皮腫・じん肺・アスベストセンター  
理事長 名取 雄司 殿

令和6年4月24日

特定非営利活動法人 中皮腫・じん肺・アスベストセンター

監事	<u>安元宗弘</u>	(会計・業務監査担当)
監事	<u>今井 明</u>	(会計監査担当)
監事	<u>青山理恵</u>	(会計監査担当)

私どもは、特定非営利活動促進法第18条の規定に基づき、令和5年度（令和5年12月8日から令和6年3月31日まで）の業務監査及び会計監査を実施しました。

業務監査にあたっては、理事会他の会議に出席し、必要と認める場合には質問を行い、意見を表明しました。

会計監査にあたっては、会計帳簿及び関連書類の閲覧、証憑との突合、質問など必要と思われる監査手続きを行いました。

監査の結果、法人の業務は法令及び定款にしたがい適正に執行されていることを確認しました。また、会計処理はNPO法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計の方法によって適正に行われており、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

## 第3号議案 2024年度 活動方針（案）

### 1. 全体の方針について

アスベスト政策の提言と省庁交渉を行っていきます。

建物ばく露等による中皮腫被災者の労災認定の推進、補償の遅れる石綿関連肺がんの被災者の認定等の取り組みをウェブサイトでの相談を含め強化していきます。相談ホットライン開催を実行もしくは支援し、全国での労災申請に協力します。中皮腫や肺がんの労災の認定補償に関しては、長年の経験を生かし、認定の難しい事例に対応していきます。

建設アスベスト訴訟の建材メーカーに対する訴訟を支援していきます。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の関東支部と東北支部の事務局を担当します。

今後の長期的裁判に備えた法律プロジェクト支援基金を強化し、国家賠償を含めた長期のアスベスト訴訟の支援を行います。建設アスベスト訴訟を他団体と協力して支援し、建設アスベスト訴訟の解決に向けて取り組みます。

調査研究活動の強化を行います。石綿対策全国連と共に国際会議の開催に協力し、アスベスト対策基本法の制定をめざします。

歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクトで、「アスベスト・研究奨励賞、アスベスト・生命を見つめるフォト賞/エッセー賞、アスベスト・文芸賞」の4賞を創設し、24年に2回目の応募を募り選考表彰します。賞のための基金は、アスベストセンター安定運営基金から歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト所管の「アスベスト奨励賞基金」に移し替えました。

写真を主にした「被害者の声を伝える」書籍の発行を2025年に行う予定で、2024年度は書籍編集会議を歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト内で行います。

アスベスト連続講座を継続します。

石綿問題の資料館設立等の課題に取り組んでいきます。

2023年度も大気汚染防止法、石綿障害予防規則の問題点の改善と建築物石綿含有建材調査者制度の改革に継続して取り組みます。

石綿健康被害の予防的活動を行う、全国で数少ない団体として、石綿含有建材の適切な調査・分析・管理・除去・廃棄・飛散防止に可能な限り取り組みます。

東北での労災相談、石綿の環境飛散防止等に取り組んでいきます。

2024年秋に、20周年記念行事を実施いたします。

2024年度は、単年度の赤字を食い止める重要な年となります。NPO法人移行費用は2023年度300～350万円でしたが、2024年度は50万円以下に減少します。20周年行事と記念号(機関誌)の発行で170万円程度の支出が予想されます。

交通費や人件費の抑制を行い、全体で昨年度比で180万円の支出を減少します。

2023年度は年末寄付と団体寄付を要請しませんでした。2024年度は個人会員への年末寄付と団体会員への寄付の要請を行い650万円の寄付収入増加を推定しています。

労災と裁判支援で和解勝訴による寄付増加は24年度ないと思われ。以上より、単年度300万円の赤字予算としました。

常勤職員の世代交替を実施していきます。当団体の収入等から考え常勤職員は2名弱が適切と考えています。世代交替の移行期は2025年まで継続する点を考慮し、理事長がセンター運営に関与する日数を増加して対応しています。理事も世代交代を迎えられ、今後研究、アスベストに関する歴史の継承等の分野について強化を検討します。

私たちは、アスベスト被災者団体、支援者団体、医療・看護関係者、法律関係者、学者等を運営委員とし、被災者を支援し、アスベストを調査研究する団体として20年間活動してきました。

アスベストは、人が工業的理由で採掘し工業化してきた物質であり、結果としてアスベスト被害を生んだ責任は、国と石綿製品製造・使用企業等、建物所有者にあります。現在までに、典型的職業ばく露による被災者は労災保険で補償され、一部の環境被害者は企業による賠償を受けたものの、石綿健康被害救済法では中皮腫と重度の石綿肺と肺がん等しか救済されず、被災者救済・補償の公平性に欠ける状況が続いています。認定基準や基準運用の緩和を求め、石綿健康被害救済法の抜本的改正が必要です。他団体と協力し、石綿健康被害救済法の抜本的改正に取り組みます。

私たちは、今後数十年に及ぶアスベスト被害の解決に向けて、国と石綿製品製造・使用企業等の責任を認めさせるために、被災者団体、多くの支援団体と共に、大きな課題で共闘することを重視して2024年度も活動していきます。また、尼崎をはじめとする環境アスベスト被害者を救うために活動していきます。

## 2. 石綿健康被害救済法、建設アスベスト給付金法、省庁交渉、法や認定基準改正等の取り組み

2006年に石綿健康被害救済法が施行されてから17年が経過しました。職業ばく露によるアスベスト被害については訴訟により国や企業の損害賠償責任が確定し、建設アスベスト給付金制度に示されるように訴訟原告以外での被害者救済の道が開かれてきました。しかし、同じアスベスト被害であるにもかかわらず、石綿健康被害救済制度は他の制度との間に給付内容・水準等で著しい格差があり、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会などの患者団体や石綿健康被害救済制度研究会（名取理事長が参加）などの学識経験者・専門家、石綿健康被害救済小委員会の委員から、給付水準の改善や治療研究への基金活用などについて意見と要望が出されています。こうした動きと協同し、石綿健康被害救済制度を「見舞金」ではなく、法的責任に基づく被害者の救済と権利を回復するための制度へと変えていく取り組みをすすめます。

建設アスベスト給付金法の問題点は、屋内作業従事者に対する国の責任期間を1975年10月1日以降とし、石綿吹付期間を1972～1975年の3年間に限定し、その前後がばく露期間の人を救済の対象外としたことです。さらに、労災として認定されている屋根工・外壁工が、石綿粉じんばく露の実態は屋内作業従事者と概ね同様であり、その結果として被害が発生しているにもかかわらず、建物外部で「濃度が薄い」等の理由から排除したことです。これら重大な課題の解決と被害者救済をはかるための取り組みをすすめます。

また、建設アスベスト給付金制度における「労災支給決定等情報提供サービス」の運用において、じん肺の管理区分決定の根拠（6号（岩石等）作業か24号（石綿）作業か、粒状影か不整形陰影か等）を問題にして、情報提供の対象外とする事例、労災認定当時の労働基準監督署の復命書の疾病要因に「石綿」という記載がなく、「粉じん、じん肺」などの記録になっていることから「石綿が原因と断定できない」と判断され、労災認定者であっても「情報提供サービス」から証明書が発行されない事例が相次いでい

ます。こうした動きは、厚労省「第24回労働政策審議会安全衛生分科会じん肺部会」でのじん肺管理区分判定改悪の動きと連動するものであり、じん肺管理区分判定の改悪に反対し、じん肺被害実態に即したじん肺管理区分認定を求める取り組みをすすめます。

じん肺1/0の一人親方労災特別加入者が管理区分申請できないという事態は継続しています。じん肺管理区分では石綿・粉じん作業での「労働者期間+特別加入期間」が、中皮腫1年、びまん性胸膜肥厚3年、石綿肺がん10年を「最低ばく露期間」とし、残りの期間は事業主・一人親方等、あるいは労災未加入でもよいとの認定基準となっていますが、石綿肺だけ判断が異なります。昭和61年の第51号通達と事務連絡第73号を改正し、建設業で労働者期間+特別加入期間の石綿ばく露が10年あれば管理区分（等）認定し、同様にじん肺管理区分2以上の6合併症（続発性気管支炎含む）を10年で労災認定するよう改正の取り組みをすすめます。

### 3. 認定と救済法認定の支援、全国からの電話相談と対応

アスベストセンターに寄せられる労災相談の件数は減少傾向にあり、相談内容の複雑化は顕著です。長年にわたってアスベスト被害に取り組んできた経験と知識を活かし、困難な事案にも前向きに対応します。

ホットラインや関東・東北での相談会、中央建設国保組合との連携などにより、アスベスト被災者の掘り起こしに取り組みます。

ウェブサイトで開設しているオンライン相談フォームを今後も活用していきます。

### 4. アスベスト被災者団体への支援活動

前年度に引き続き、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会（関東支部ならびに東北支部の）事務局に、尾形・田口・名取が参加します。

同会の相談役会議を通じ、医療や予防の情報発信に取り組みます。

国と石綿製品製造・使用企業等に対し、アスベスト被害の責任を迫及し、認定基準や基準運用の拡大と緩和を求め、被災者団体、多くの支援団体と共に、大きな課題で共闘、支援していきます。

### 5. 環境アスベスト相談活動

環境アスベスト飛散の相談に応じて、今まで同様に対応し、リスクコミュニケーションの実践による解決を図ります。実現可能なグッドプラクティス事例を収集します。

保育園、幼稚園、学校のアスベストによる被害予防対策のための活動を進めます。

アスベスト市民ネット、及び東京労働安全衛生センターのリスクコミュニケーションプロジェクト等と連携を図り、各地にリスクコミュニケーションの手法を広める活動を行います。

「災害とアスベスト」に参加して、2025年1月に、阪神淡路大震災30年に際し、災害全般を原因とするアスベスト被害を注意喚起するシンポジウム開催を準備していきます。

### 6. 法律プロジェクト

法律プロジェクトの主要な課題は、被災者救済の裾野を広げることと救済の峰を高くすることです。

救済の裾野を広げるものとして、給付金制度により被災者の早期救済に向けた取り組みは前進していますが、同制度は、屋外作業者が救済の対象に入っていないほか、給付対象となる建築作業従事期間も限定されている等の課題があります。

そのため、建設アスベスト被害に対する完全な賠償を実現するためには、新たな被災者を原告とする建材メーカーに対する訴訟提起による責任追及とあわせて、すでに係属している各地の訴訟で勝訴判決を勝ち取ることで建材メーカーの責任を明確にしていくことが不可欠であるとともに、各地の裁判で建材メーカーとの和解を成立させ、また、給付金制度の改正や基金制度の創設を含む包括的な解決に進むためにも、世論を含めた問題解決の機運を高めていく必要があります。

また、給付金制度の認定や各地の訴訟において、じん肺管理区分決定のみの被災者については石綿肺の発症自体が問題とされる事案が増えており、国は石綿肺の認定基準においてCT画像の標準写真を持ち込もうとする流れとともに、石綿肺の認定厳格化が懸念されます。

そのため、石綿肺の認定基準にCT画像を持ち込む問題を提言するだけでなく、各訴訟で勝訴判決を勝ち取り、早期救済に向けた活動を進める必要があります。

他方、工場の元労働者等の被災者については、非典型事案による救済事案が増加したことに伴い、国の立証要求が増える一方で、当時の作業状況を知る関係者が非常に少なく同僚が見付からない、あるいは会社に資料が残っていないといった問題が顕在化してきています。そのため、同種作業に従事した人を探すなど、建材メーカー訴訟にも通じるような立証を含めて、支援側の英知を結集していく必要があります。

あわせて、大阪と札幌で継続している造船作業に従事してアスベスト関連疾患にかかった被災者等による国家賠償請求訴訟についても支援し、業種を超えて、石綿被害を受けた全ての被災者の救済に向けた活動を進める必要があります。

以上のほかに、個別の対企業責任を追及する損害賠償などのほかに、違法工事による石綿飛散事故等の環境事件に関する相談などのほかに、救済に向けた法律の制定、改正などの提言などの準備も進めたいと思います。

## 7. 調査・研究活動

自治体のアスベスト対策委員会、アスベスト健康対策委員会等に委員として参加し、未来の飛散予防活動に協力します。

肺がん等アスベスト関連疾患のリスクや制度の調査を実施し、石綿リスク研究会の活動を継続します。

東京労働安全衛生センターの石綿の分析測定・相談活動に協力します。

自治体のIARC関連石綿疾患の調査に協力していきます。

日本の石綿に関する資料整備や情報提供に取り組みます。

石綿問題総合対策研究会に協力します。

石綿で必要とされる、勉強会・研究会の事務局を担います。

## 8. ウェブサイト等による情報提供

引き続き建設アスベスト訴訟の進展にあわせた情報提供を行っていきます。

また、動画、SNSの活用をさらに進め、より広い層への訴求力を高めます。

「アスベスト問題を語り継ぐ連続講座」についても、反訳追加やストーリーミングの品質向上に取り組みます。

新しい石綿関連疾患として、年度内に「卵巣がん」の掲載を予定しています。

また、プライバシーポリシーについて今後も明確に表示し、利用者が安心して閲覧で

きるサイトにします。

肺がんについては、G o o g l eに2020年から広告を掲載しており、本格的な広告展開をしていくべきか引き続き検討するとともに、最新の薬物療法に関する講演会を開催し情報提供ができるような企画を検討しています。

年2回程度、機関誌を発行します。

## 9. 既存石綿・廃棄物プロジェクト

2024年度の活動方針としては、①国の動向監視と有効な対策の検討、②国内での石綿廃棄物処理状況、③廃棄物処理の上流である解体・改築問題、④アスベスト廃棄物処理の国内・海外における優良な事例・知見、⑤震災などの災害時における被災地の対応、⑥再生砕石への混入などリサイクル問題、⑦アスベスト土壌汚染問題、⑧建材中のアスベスト分析法をめぐる問題——などへの調査や対応、行政への要請、住民への支援を行います。

特に①の規制の動きとしては、2023年10月に厚生労働省・環境省による2020年規則・改正法で最後となる、講習を修了した有資格者によるアスベストの調査・分析の義務化が施行されました。残念ながら、両省の規制改正では、事前調査・分析の適正化や完了検査の義務づけではわずかに前進もありましたが、作業時における第三者による測定・監視、レベル3対策の強化、罰則適用範囲の拡大、罰則強化などはほとんど手つかずのままとなっています。重要規制については5年以内の改正もあり得るとの附帯決議もあり、今後も監視や提言活動、国会対策が重要です。建設アスベスト訴訟全国連絡会、職業性呼吸器疾患有志医師の会、石綿対策全国連絡会議、東京労働安全衛生センターと共に国に対してさらなる制度改正を強く求めていく方針です。10月の施行と合わせ、11月に保育園や学校におけるアスベスト対策でも不適切な工事が続いている実態と規制強化で残された問題を周知し、新たな規制などを求めるシンポジウムや省庁交渉を他団体とも協力しつつ実施しました。残念ながら関係省庁からはゼロ回答だったものの、今後も継続して話し合いの場を持つことにはほぼ合意しており、粘り強く取り組むことが重要です。

③の改築・解体問題への対応として、今後大気汚染防止法の穴を補う自治体の条例づくりや監視活動が重要な位置を占めます。特に法改正が不十分である可能性が高く、なおさら重要性が増すことになりそうです。同時に制度の運用を担う自治体のレベルアップが適正な改築・解体に不可欠であり、そのための活動も必要です。

また⑤に関連して東日本大震災における震災廃棄物の処理で不適正な事例が相次いだ経験から、将来起こるであろう関東・東海大地震など大規模災害に向けた対策をいまから積み上げていく必要があります。今後、災害防止計画へのアスベスト対策の位置づけなどが重要です。

特に今後建築物の通常使用時の十分な管理・監視がないなかでの改修・解体で石綿によりもっとも大きな被害を受けるのは子どもたちです。せめて子どもたちの石綿ばく露を少しでも減らすための建築物の石綿を優先的に除去するための立法的措置も検討していきます。

現在のアスベスト関連法令に存在する隙間を埋めるとともに、ずさんな除去、解体工事などの適正化を図ることは今後のアスベスト被害を減らす上できわめて重要です。アスベストが使用された建築物の解体ピークまでにそれらの対策に注力していく必要があります。

## 10. 歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト

### (1) 連続講座

2024年度も引き続き、アスベスト問題および関連する問題に関わってこられた方々の記録を後世に残す講座開催・映像記録・公開の活動を開催します。年1～2回の講座開催を予定しています。

### (2) アスベストセンター賞

前年度に引き続き、第2回アスベストセンター賞（アスベスト・研究奨励賞、アスベスト・生命を見つめるエッセー賞・フォト賞、アスベスト・文芸賞）を開催する予定です。また、第1回受賞作品をウェブサイトで発表・紹介するとともに、受賞者の表彰式を行う予定です。

### (3) 「被害者の声を伝える」書籍

2025年春の発行を目標に、過去の被災者の写真と文章、現在救済補償されていない方の課題をまとめた論文を主にした「被害者の声を伝える」書籍の発行を行う予定です。

### (4) その他

アスベスト問題の経験や記録の語り部養成、学習会、研究他を考えており、その準備を「歴史をつなぎ未来を拓く」プロジェクト内で行います。

## 11. NPO法人移行

NPO法人設立後の2024年4月、機関誌41号「NPO法人移行特集号」を発行致しました。NPO法人としての2024年度の正会員・賛助会員の会費の納入をお願いします。

2024年5月24日の第1回理事会時点での会員数は、個人正会員83人・個人賛助会員32人・団体正会員21団体・団体賛助会員1団体です。引き続き、NPO法人への会員入会のご協力をよろしくお願いします。

6月に東京への報告をもって、NPO法人設立化は大きな作業を終了する予定です。進捗等は、会員の皆様に機関紙でもご案内する予定です。

## 12. 写真撮影について

中皮腫等の被災者ご家族、代表的な訴訟など、アスベスト関連の活動の写真撮影等を積極的・計画的に実施し、書籍作成を準備します。

## 13. アスベストセンター安定運営基金、法律プロジェクト支援基金、歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金

(1) アスベストセンター安定運営基金のうち、500万円の用途等の制約を解除し、一般会計ならびに設立20周年の記念行事に伴う費用の補填に活用します。よって、アスベストセンター安定運営基金は、約1,250万円で本年度運営していきます。

(2) 法律プロジェクト支援基金は、約500万円で本年度運営していきます。

(3) 歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金は、第1回アスベ



ストセンター賞の賞金（各賞合計・最大150万円）を2024年7月に授与する予定です。よって、アスベスト奨励基金は、600万円で本年度運営していきます。

#### 14. 東北での活動

東北でのアスベスト被害の掘り起こしを進めていきます。

建設アスベスト東北訴訟を支援し、アスベストセンターの会員原告のサポートに努めます。

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会東北支部の「集いの会・総会」の開催と会報誌「絆」の発行を支援します。

#### 15. 他団体との協力

石綿対策全国連絡会議、全国労働安全衛生センター連絡会議、NPO法人東京労働安全衛生センター、NPO法人神奈川労災職業病センター、NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金、名古屋労災職業病研究会、関西労働者安全センター、尼崎労働者安全衛生センター、NPO法人ひょうご労働安全衛生センター、NPO法人愛媛労働安全衛生センター、（医）ひらの亀戸ひまわり診療所、全国じん肺患者同盟（北茨城・横須賀・建設東京の各支部）、建設じん肺被災者の会東京、横須賀じん肺被災者・アスベスト被災者の会、全国建設労働組合総連合東京都連、山形県建設国民健康保険組合、香川県建設国民健康保険組合、中央建設国民健康保険組合、労働者住民医療機関連絡会議、アスベスト訴訟弁護団（関東・関西）、ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議、新化学物質政策NGOフォーラム、働くもののいのちと健康を守る東京センター等の諸団体と協力して活動していきます。

# 第4号議案

## 令和6年度 活動予算書(案)

(単位:円)

科 目	前年度実績 (2024年1月-3月:3ヶ月分)		次年度予算 (2024年4月-2025年3月:12ヶ月分)		内容・備考
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
<b>【A】 経常収益</b>					
1 受取会費		0		870,000	
正会員受取会費	0		745,000		正会員 個人135人、34団体 賛助会員 個人 35人、2団体
賛助会員受取会費	0		125,000		
2 受取寄附金		33,520,117		13,500,000	
受取寄附金	140,000		13,500,000		2023年4月~2024年3月まで 合計8,369,384円 年末会員寄付のお願い
受取寄附金(任意団体より)	33,380,117		0		
3 受取助成金等		0		0	
受取補助金	0		0		
4 事業収益		0		1,500,000	
中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を援助・救済するための相談と支援(法律・医療含む)事業収益	0		1,500,000		
5 その他の収益		1		1,000	
受取利息	1		1,000		
<b>経常収益計</b>		<b>33,520,118</b>		<b>15,871,000</b>	
<b>【B】 経常費用</b>					
1 事業費					
(1) 人件費		1,036,191		3,520,125	
給料手当	978,015		3,031,625		常勤職員1名、非常勤職員1名の按分 *1
法定福利費	43,176		418,500		
福利厚生費	15,000		70,000		
(2) その他経費		1,958,809		7,670,500	
旅費交通費	518,638		950,000		機関誌20周年記念号  アスベストセンター賞第1回賞金他
通信運搬費	26,621		86,000		
会議費	82,531		300,000		
地代家賃	378,125		1,732,500		
光熱水費	47,454		180,000		
消耗品費	2,030		0		
広告宣伝費	0		0		
印刷製本費	0		520,000		
支払手数料	1,500		0		
諸会費	100,000		100,000		
新聞図書費	72,000		72,000		
業務委託費	555,750		2,030,000		
諸謝金	0		1,500,000		
調査研究費	174,160		200,000		
<b>事業費計</b>		<b>2,995,000</b>		<b>11,190,625</b>	

科 目	前年度実績 (2024年1月-3月:3ヶ月分)		次年度予算 (2024年4月-2025年3月:12ヶ月分)		内容・備考
	金 額	小計・合計	金 額	小計・合計	
2 管理費					
(1) 人件費		751,511		3,370,125	
役員報酬	200,000		480,000		税理士（非会員監事）監査報酬 常勤職員1名、非常勤職員1名の按分 *2
給料手当	493,335		2,401,625		
法定福利費	43,176		418,500		
福利厚生費	15,000		70,000		
(2) その他経費		808,761		4,727,500	
旅費交通費	234,078		1,100,000		20周年行事の招待客交通費を含む
通信運搬費	158,033		550,000		
会議費	32,039		600,000		20周年行事の開催費用を含む
地代家賃	34,375		157,500		
光熱水費	4,314		20,000		
消耗品費	7,021		60,000		
広告宣伝費	16,404		450,000		
印刷製本費	145,960		920,000		
支払手数料	12,737		90,000		
諸会費	0		0		
新聞図書費	0		0		
業務委託費	150,000		730,000		
諸謝金	0		0		
調査研究費	0		0		
雑費	13,800		50,000		
管理費計		1,560,272		8,097,625	
経 常 費 用 計		4,555,272		19,288,250	
当 期 経 常 増 減 額 【A】－【B】・・・①		28,964,846		-3,417,250	
【C】 経 常 外 収 益					
固定資産売却益					
過年度損益修正益					
経 常 外 収 益 計		0		0	
【D】 経 常 外 費 用					
固定資産売却損					
災害損失					
過年度損益修正損					
経 常 外 費 用 計		0		0	
当 期 経 常 外 増 減 額 【C】－【D】・・・②		0		0	
税 引 前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②・・・③		28,964,846		-3,417,250	
法人税、住民税及び事業税・・・④					
前期繰越正味財産額・・・⑤		3,000,000		31,964,846	
次 期 繰 越 正 味 財 産 額 ③－④+⑤		31,964,846		28,547,596	

\* 1・2 役員報酬を除く人件費は、事業費と管理費の合計で、2023年度1年間の実績（8,443,104円）より203万円減額。

第4号議案補足資料

令和6年度 計算書類の注記

1. 事業別損益の状況

科目	事業1 事業2 事業3 事業4 事業5 事業6						(単位：円)		
	中皮腫・じん肺・アスベスト被災者を援助・救済するための相談と支援（法律・医療含む）	中皮腫・じん肺・アスベストに関する調査と研究・研究の奨励	中皮腫・じん肺・アスベストに関する情報の収集と提供	作業環境と一般環境におけるアスベストの測定	環境中のアスベスト飛散とその予防に関する相談と支援（行政からの委託を含む）	アスベスト規制及び被災者救済にかかる法令・行政施策に関する国並びに地方公共団体への要請	事業部門計	管理部門	合計
経常費用									
(1) 人件費									
役員報酬								480,000	480,000
給料手当	1,045,812	418,325	209,163	0	1,358,325	0	3,031,625	2,401,625	5,433,250
法定福利費	209,250	83,700	41,850	0	83,700	0	418,500	418,500	837,000
福利厚生費	35,000	14,000	7,000	0	14,000	0	70,000	70,000	140,000
人件費計	1,290,062	516,025	258,013	0	1,456,025	0	3,520,125	3,370,125	6,890,250
(2) その他経費									
旅費交通費	500,000	300,000	100,000	0	50,000	0	950,000	1,100,000	2,050,000
通信運搬費	50,000	0	0	0	36,000	0	86,000	550,000	636,000
会議費	0	300,000	0	0	0	0	300,000	600,000	900,000
地代家賃	866,250	346,500	173,250	0	346,500	0	1,732,500	157,500	1,890,000
光熱水費	90,000	36,000	18,000	0	36,000	0	180,000	20,000	200,000
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	60,000	60,000
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	0	450,000	450,000
印刷製本費	20,000	0	500,000	0	0	0	520,000	920,000	1,440,000
支払手数料	0	0	0	0	0	0	0	90,000	90,000
諸会費	0	0	100,000	0	0	0	100,000	0	100,000
新聞図書費	0	0	0	0	72,000	0	72,000	0	72,000
業務委託費	720,000	50,000	300,000	0	960,000	0	2,030,000	730,000	2,760,000
諸謝金	0	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000	0	1,500,000
調査研究費	0	200,000	0	0	0	0	200,000	0	200,000
雑費	0	0	0	0	0	0	0	50,000	50,000
その他経費計	2,246,250	2,732,500	1,191,250	0	1,500,500	0	7,670,500	4,727,500	12,398,000
経常費用計	3,536,312	3,248,525	1,449,263	0	2,956,525	0	11,190,625	8,097,625	19,288,250

2. 使途等が制約された寄附金等の内訳

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
アスベストセンター安定運営基金	17,575,927	0	5,000,000	12,575,927	
法律プロジェクト支援基金	5,030,231	0		5,030,231	
歴史をつなぎ未来を拓くプロジェクト・アスベスト奨励賞基金	7,500,000	0	1,500,000	6,000,000	第1回は2024年7月に授与予定
合計	30,106,158	0	6,500,000	23,606,158	

## 特定非営利活動法人中皮腫・じん肺・アスベストセンター 2024年度 役員・事務局体制（案）

敬称略・五十音順

役職名	氏名	所属	主な担当事業
理事長	名取 雄司	ひらの亀戸ひまわり診療所 横須賀中央診療所	研究・法律・環境
副理事長	平野 敏夫	ひらの亀戸ひまわり診療所	
事務局長	永倉 冬史	石綿対策全国連絡会議事務局次長	環境（建材）相談支援
事務局次長	尾形 海子	専従	相談支援・法律・経理・環境
事務局員	飯田 勝泰	東京労働安全衛生センター	相談支援
理事	飯田 浩	尼崎労働者安全衛生センター	
	位田 浩	位田法律事務所	法律
	大内 加寿子	アスベストを考える会	
	大島 寿美子	北星学園大学	
	太田 伸二	新里・鈴木法律事務所	法律
	北見 宏介	名城大学	研究・歴史の継承
	小菅 千恵子	中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	
	阪本 将英	専修大学	研究・歴史の継承
	菅野 典浩	アーライツ法律事務所	法律
	外山 尚紀	東京労働安全衛生センター	研究・環境
	長松 康子	聖路加国際大学 看護学部	研究
	西山 和宏	ひょうご労働安全衛生センター	
	春田 明郎	横須賀中央診療所	
	古川 和子		
	星川 昭三	建設じん肺被災者の会/東京	
	南 慎二郎	立命館大学	研究・歴史の継承
	堀井 晶	全国建設労働組合総連合 東京都連合会	
	村山 武彦	東京工業大学	研究・歴史の継承
監事	今井 明	写真家	経理監査
	安元 宗弘	横須賀中央診療所	経理・業務監査
	青山 理恵（非会員）	毛塚税理士事務所	経理監査
顧問	西田 隆重	元神奈川労災職業病センター	環境

\* 事務局次長の田口正俊さんは、2024年度より業務委託契約に変更しました。

## 第6号議案 事務局運営規則（案）

1. 本規則は、定款第57条に基づき、事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定める。
2. 事務局には、事務局長1名、事務局次長若干名、事務局員若干名の職員を置く。
3. 事務局長その他の職員の任免は、定款第56条に基づき、理事長が行う。
4. 事務局は、当法人の事務処理を円滑に行うため、月1回の事務局会議を開催する。事務局会議は、理事長、事務局長、事務局次長、事務局員その他理事長の指定した者が出席する。
5. 前項の事務局会議のほか、業務に応じて、理事長の判断により臨時の事務局会議を開催することができる。
6. 事務局会議の運営に関する事項（事務局マニュアル）は、事務局の構成員による合議に基づき、理事長が定める。これを変更するときも同様とする。
7. この規則は、2024年6月24日より実施する。